

◎指定給水装置工事事業者変更届必要書類

《社名、代表者名に変更があった場合》

- 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10）
- 誓約書（様式第2）
- 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3）
- 法人の場合：定款（写し）及び登記事項証明書
個人の場合：住民票
- 従前の多気町指定給水装置工事事業者証（原本）

《主任技術者に変更があった場合》

- 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10）
- 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの（免状または技術者証の写し）
- 給水装置工事主任技術者の雇用関係が確認できるもの（保険証の写し等）

※解任の場合は不要

《役員に変更があった場合》（法人のみ）

- 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10）
- 登記事項証明書

《住所に変更があった場合》

- 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10）
- 法人の場合：登記事項証明書
個人の場合：住民票